

議題2 配食サービスへの協力について

※登場人物は、議題1（P2）と同じです。

小林(副) 2つ目の議題は、「配食サービスへの協力について」です。

町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では、月に一度、町内ひとり暮らし高齢者の方を対象に「配食サービス」を実施しています。われわれ民児協も、配達係として協力しているところです。

今年度も実施する予定とのことですので、皆さんもご協力をお願いします。

この「配食サービス」への協力について、何かご質問はありませんか？

鈴木会長 この配食サービスは、年々利用者が増えています。安否確認も兼ねて、われわれも、楽しみながらお手伝いしましょう。

高橋委員 会長、お言葉をはさむようですが、ひと言よろしいでしょうか？

鈴木会長 はい、高橋さんどうぞ。

高橋委員 実は以前から、少し気になっていたんですが……。確かに「配食サービス」には、毎年協力をしてきた経緯があります。しかし、私たちの活動が、サロンや配食、福祉まつりといった社協のお手伝いばかりでよいのか、といった気持ちが以前から拭えないんです。

これからの民児協、これからの民生委員活動は、もっと変わっていかねばならないのではないかと……。

小林(副) いつも活動に前向きな高橋さんが、そういうことをおっしゃっては……。

高橋委員 何年も活動してきた私がこういうことを言っはいけないのかもしれませんが、正直なところ、年々協力する活動が増えてきていて、かなり手一杯になってきています。先ほど山本さんのご質問を聞いていて、私も気になり始めました。

小林(副) でも、社協とのつながりは大切ですよ。協力できることはしましょうよ。

高橋委員 確かに、安否確認にもつながりますし、いろいろな方とお会いできるので、協力することは楽しいんです。やりがいもありますしね。

ただ、近頃は、体力面にも不安を感じてきていますし、少し活動を整理していかないと、負担に感じるようになってきました。

山本委員 素朴な疑問なんですけど、もともと民生委員が、“社協の事業に全面的に協力しなければいけない”、といったことは民生委員法にも児童福祉法にも書かれていないと記憶しています。

社協という組織について、まだよく理解できていないんですが、どうして手伝う必要があるんですか？

小林(副) 先ほどの議題1であがった「情報把握」一つとっても、なかなか民生委員だけで行うのは難しいところがあるんです。

地域のさまざまな関係機関や団体と、日常的に連携を保っておくことが、結果的に自分たちの活動の負担を軽くしてくれている面もあるんですよ。

鈴木会長 新任の皆さんは、ご経験がないのでご存じないかもしれませんが、「配食サービス」の活動は、いろいろな人と出会ってけっこう楽しいんですよ。

私は、「どうせ民生委員活動をやるなら楽しもう」とする気持ちも大切なのかなと思います。

よい機会ですので、「関係団体との協力」について、皆さんで話し合ってみましょうか。

豆4 押し問答

私には、新任の頃から見守りをしているひとり暮らし高齢者のAさんがいます。家が近いということもあって、買い物途中などで前を通るたび、洗濯物や新聞受けなどを確認するようにしているんですが、できるだけ週に1回は時間を見つけて顔をあわせるようにしています。

大変なのは、訪問するたびに、「いつもありがとう。気持ちだから」と言って、私に物やお金を渡そうとするんです。好意から言っていたいので、無下にもできませんが、受け取ることもできません。民生委員について説明してもなかなか理解してもらえず、毎回押し問答の末、どうにか断っていました。

ただ、訪問を重ねていくと、ご家族の方とお話しする機会があって、その旨をお話したら、ご本人は軽い認知症とのことでした。

まだ、駆け出しの頃だったので、**認知症にも人によって症状がいろいろ違うんだと勉強にもなりまし**たし、**今でも続いている恒例のやり取りには気持ちの余裕を持って臨めるようになりました。**

豆5 災い転じて福となす？

長年住んでいる自分の街でも、マンションの建替えや新しいお店ができると、現在地が???になる方向音痴な私です。

さらに、初めの頃は、やっとのこと訪問するマンションに辿り着いても、階は間違えるわ、訪問するお宅の隣のインターフォンを鳴らしたりすることもしばしば。

その都度、誤りながら自己紹介を繰り返していたおかげか、3年経った今では顔見知りも増えましたし、いろいろお話を聞けるようになりました。

ポイント 金銭の取り扱い

民生委員は、原則金銭の取り扱いに伴う支援を直接に行うべきではなく、通常は取り扱わないこととされています。

しかし、全国的には緊急を要する場合等、やむを得ず、買い物の代行などを行う例も見受けられます。

こうした場合に備え、全民児連が示す下記留意点を参考に、地区民児協内で一定のルールを設けておき、十分な配慮のもと対応したほうがよいでしょう。

生活費等にお困りの場合は、市町村行政が所管する「生活保護制度」や、市町村社協が行う「生活福祉資金貸付制度」などにつながるようにしましょう。

また、金銭面の管理については、同じく市町村社協が実施する「日常生活自立支援事業」へとつなぐことも考えられます。

継続的な支援を必要とする場合は、地域全体の課題として、関係機関（や専門職）、近隣住民などと連携した見守り・支援体制を整えていきましょう。

※本文及び下記留意点は、全民児連「金銭の取り扱いが伴う場合の、民生委員・児童委員の支援の考え方について（平成17年9月14日）」を参考・引用

（留意点）

金銭の取り扱いを伴う支援を求められた場合には、一人で判断せず、支援の内容や方法、期間、その緊急性や必要性について、必ず民児協組織として検討を行い、判断すること。

実施する際は、極力一人では行わず、複数体制で対応すること。また、領収書や受領書などの保管はもとより、実施内容の日々の記録をとっておくこと。

取り扱いの内容について、民児協として定期的にチェックを行うこと。

取り扱いは、少額の範囲にとどめること。